「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (素案)」に対する関係住民の意見聴取

平成 23 年 11 月 8 日 (火) 14:40~15:40

さいたま新都心合同庁舎検査棟

発言者: さいたま28

東京都三鷹市に在住します●●といいます。よろしくお願いします。まず、最初にこの公聴会のあり 方についていっぺんお話をしたうえで本題に入りたいと思います。そもそも事業主体である国交省と意 見交換をできない、内容を深めることもできない、一般者に聴きおくだけの公聴会の形が問題であると 思っています。昨日、この会場で公聴会で出された意見をどのように整理して検証に活かしているのか という傍聴者からの質問に対して、パブリックコメントのように公表した段階でそれなりの回答するの かどうかですね。それに対して関東地整の河川計画課長はホームページに記載する、それ以上の質問に は答えられないとそういう回答しかしませんでした。単に公聴会後の作業工程を質問しただけに過ぎな いのにかかわらず、この公聴会の責任者である河川計画課長が答えられないとは一体どういうことなの か、また、パブリックコメントでは、でてきている意見に対するコメントをそれなりにつけることが、 何故できない。遠方から会場に足を運び、名前と顔もあきらかにして、真剣に責任をもった発言をして きたこれまでの発言者の方々達に対しても、質問の内容に対してパブリックコメントでどうやって答え ていくのか当然のことだろうと思います。これが何故できないのかそのことについて課長がなぜ回答が 出来ないのか大きな疑問です。今日は、課長が見えてないですね。残念ながら課長が見えていたらもう 一回、伺おうと思ったのに。この質問の内容というのは別に八ッ場ダムそのものについての回答を求め たのでもないのに、河川計画課長の立場になれば、当然、八ッ場ダムそのものの詳細についても知り尽 くしたことに、その内容についてもやりとりをするのも当然できる立場の方に、そこは聴かずそれ以外 の検証の進め方についての質問をしただけなのに、そういう対応するということは非常に大きな疑問が 今でも思っています。それから、今日の公聴会についてですが、10月20日に記者発表、意見発表の締 め切りが 10月 29日ほとんど住民には知ることができない急で短いスケジュールとなっています。記者 発表してもそれをマスコミが報道するとは限りません。国土交通省としては、他にどのような手段で住 民への告知努力を行ったのか、その点については是非明らかにしてもらいたい。仮に告知を住民が知っ たとしても、その後11月6日からすぐに始まる、そういう開催の予定ではあの膨大な資料に目を通し て十分な準備をする時間が絶対ありません。また、一都五県の住民を対象にしているにも関わらず、会 場は全ての一都五県に補償されていません。私も遠方から来ています。そして、その結果ですねどうい うことになっているかと言えば、全ての会場で発言者は少ない。発表者が来ない、傍聴者は少ない、そ ういう状態が起きている。その問題については、今後このことについては大きく課題になるんではない かと思っています。さらに、私の意見発表の申し込みについては、締め切りの前日に電子メールでお送 りしました。しかし、私が11月4日の夕方に電話で問い合わせをするまで、全く放置されていました。 あやうく、意見発表の機会を失うというところでした。こうしたことに見られるには、本当に住民の発 言の機会を補償し、この声を尊重してこの検証を進めようとする姿勢が全く感じられないということで す。アリバイ的に住民の声を聴きおくだけの公聴会として終わらせる姿勢の証明であると。十分な告知 と準備期間を保証し、国交省の質問にきちんと答えられる責任者が出て、問題点を明確にするような形 で住民が意見発表できる新しい公聴会の開催こそがこういう問題の解決のためには是非必要だと思い ます。

本題に入ります。ハッ場ダム事業に関して、ハッ場ダム事業のみならず、今各地でダムの検証が行わ れています。一部には中止になったダムもあります。しかし、それはもともと計画の重要度が低いもの、 多くは国や都道府県が検証主体であるために、事業推進の結論がそのまま出されつつあります。本来は ダムが与える地域住民や河川環境への影響の大きさから出来るだけ住民に依存しないという視点から 科学的にハッ場ダムの是非を検証しなければならないのにかかわらず、現状は国土交通省と事業を推進 してきた一都五県の手で単に八ッ場ダム建設を再度追認するというための検証になりつつあります。一 都五県はあり得ない水需要予測をもとに、本来は不要な水量を八ッ場ダムに求めています。今回の検証 では、利水予定者の水需要計画をそのまま容認し、その要求水量を前提にそれを確保する代替案の比較 しか行われていません。1997 年河川法の改正が行われています。その 5 月に出された国交省の河川法 の一部を改正する法律についてという文章があります。その中でこう書かれています。「2 改正法の概 要として第1条目的に『河川環境の整備と保全』を加え、地域の意向を反映した河川整備計画を導入 1 河川のもつ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりにこたえるため、河川管理の目的と して治水利水に加え河川環境(水質、景観、生態系)等の整備と保全を位置付けます。」つまり、治水 利水と河川環境の保全は同等の位置を持ったこのような河川法改正の考え方とすれば水質、景観、生態 系等河川環境への悪影響を与える治水、利水、特に利水事業については、仮に利水者の要望があっても その根拠について厳しく精査し、間違っても過大な水需要予測に基づく、無用なダム事業等の利水事業 の河川環境の破壊することは許されないのです。しかし、八ッ場ダム事業に見られる実態は、水需要の 実績とは乖離した予測を容認するものでしかありません。中でも東京都でとれば東京都は1日最大配水 量実績は 1992 年からほぼ減少してきているにも関わらず、この予想では大きく増加していくことにな っています。東京都の給水人口の2013年は現状よりも給水人口が減少し、2003年程度になるとしてい ます。それにも関わらず、東京都の水需給では、1 日最大給水量で平成 21 年よりも 2 割、100 万m3も 多い600万m3もの水が必要であると結論づけてあります。人口減少が確実に予想され、家庭も企業も 節水に取り組んでいるこの中で、このような大きな水需要の増加があるわけがありません。仮にその日 量 600 万m3 を前提に考えたとしても東京都は、現在 623 万m3 も保有水源に加え、45 万 m3 の地下 水源合計 688 万m3 も水源を保有して十分な水源量を確保しています。しかし、東京都は、多摩地域の 地下水1日 45 万m3を水道水源としてカウントしていません。実際、私は、多摩地区に住んでいます が、地下水源が非常に重要な役割を果たしています。3月11日の原発事故後の水道水の放射線汚染の時 に地下水は安心して水を使うことが出来ました。私は、35年間三鷹に住んでおりますけど、三鷹市では 水道の60%が地下水源であります。その地下水源が不安定になったことがありません。安定して私たち の日常の生活を支えている地下水源がいまだ不安定水源として位置づけられています。八ッ場ダムと引 き替えに消滅することについては、絶対無いようしたいと思います。こうした中で、利水の代替案との 比較はさらにおかしくとんでもないものとされます。必要とされる八ッ場ダムの開発水量の毎秒22.209 m3という本来必要のない水量の確保を前提として実現性のある代替案が出てくるはずが無いわけで すけど。結局その中では、富士川からの導水を始めとする4つの驚くほど非現実的な利水代替案との比 較で、八ッ場ダムが最適だとされています。まともな水重要の検証を行っていれば、このようなありえ ない比較だと全く不要なものになります。次に治水ですが、今回の検証で関東地方整備局は、河川整備 計画相当の目標流量の時の八斗島で 17,000m 3 / s としました。しかし、この値は、洪水流量の実績と 比べて著しく過大です。利根川の最近 60 年の最大流量は 98 年の 9,220m 3 / s です。17,000m 3 / s はその 1.8 倍にもなります。利根川水系の河川整備計画の策定作業が開始された 2006 年~2008 年の段 階に関東地方整備局の設定した目標流量は、毎秒 15,000m 3 に過ぎません。今回は、それを 2,000m 3

/ s を引き上げています。このようにして治水に関しては数字の操作によって、治水代替案の費用を大 きく膨らましています。河道掘削が1,700億円とされるなど、八ッ場ダム事業よりも遙かに高額なもの として提示され、八ッ場ダムは断トツの最適案として、八ッ場ダムが出来ても下流の洪水対策が、役に 立たないことは多くの研究者によって既に明らかにされています。今必要なのは、現存する堤防の水回 り対策等の堤体の強化や人命を守るソフト面からの防災対策です。そのためにこそ、限られた予算は投 入されるべきです。去る 11 月 1 日、京都大学名誉教授今本先生や、長年利根川の治水について研究を されてきた新潟大学の大熊名誉教授らの研究者 79 名の今回の検証の問題点を指摘しやり直しを求める 声明を国交大臣宛に出しています。その声明では、現実と乖離したデータを用いての検証では科学的と は言えるはずがないと指摘しています。第三者機関を設置し、従来の河川行政に批判的な専門家も加え、 公開の場で検証することを求めています。こうした専門家の指摘とまったく違います。これまで長野原 町の地元のみなさん達はかつて強固な反対運動を展開したことがあります。しかし、国交省の長年にわ たる切り崩しのなかで、地域の絆は切り離され計画は強行され、やむを得ず住民はふるさとを捨て、生 まれ育った家を解体して去っていたと聞いています。しかし、今でも生まれ育った家や土地に愛着を持 ってできることならそこに住み続けたいと思っている方が、その思いを今回の長野原町で行われた公聴 会の中で発言されたというふうに聞いております。この意味は非常に大きな重みがあります。私たちは 3月11日以来、人々の土地に根付いた絆の大事さを痛感してきました。私は国交省により東京都民のた めと称する名目で、ふるさとを追われた、絆を引き裂かれた人たちのたくさんいることは忘れてはなら ないと思います。そしてそうした事態を作ってきた国土交通省、そして八ッ場ダムを推進する一都五県 の責任は非常に重大なものがあると思っています。震災復興のための増税や復興財の発行が決まるなど、 八ッ場ダム或いは全国の無駄のダムのような公共事業は、直ちに中止にして震災復興事業にまずは本来 の国土交通省の役割をやってほしい。直ちにハッ場ダム計画についてダムに頼らない治水、利水を考え る専門家を中心とした第三者の検証機関を設置し、完全な公開のもと、正しく検証をしなおし、計画中 止、より有効な治水政策の転換、地元関係住民への生活再建に取り組むべきだと思っています。以上で す。

以上